

〔地域公共交通計画の改訂について（案）〕

1. 地域公共交通計画の改訂について（案）	1
○改定ポイント	1
○新旧対照表	2～4

地域公共交通計画の改訂について

✓ 波佐見町利便増進実施計画の策定に伴い、当該計画との整合性を図るため「嬉野市地域公共交通計画（令和3年3月）」の改訂を実施

改訂のポイント①

- 西肥自動車株式会社が運行する佐世保線の再編にかかわる文言を追記

改訂のポイント②

- 地域間幹線補助系統路線（国庫補助路線）として、再編後の幹線系統に更新

改訂のポイント③

- 施策の概要に佐世保嬉野線の路線再編を追記
- 施策区分の施策イに「●」を追記

嬉野市 2022 2026 令和4年度 令和8年度 地域公共交通計画



令和4（2022）年3月

〔令和7（2025）年8月一部改訂〕

〔令和8（2026）年6月一部改訂〕

嬉野市地域公共交通活性化協議会

施策⑦：嬉野温泉駅～嬉野地区中心部を運行する路線バスの利便性確保

● 施策の背景・必要性

西九州新幹線の嬉野温泉駅から嬉野地区中心部（嬉野温泉バスセンター）の間には約 1.9km の距離があり、新幹線開業の効果をしっかりと受け止めるためには嬉野市の大きな観光資源の一つである嬉野地区中心部の温泉街と嬉野温泉駅とをしっかりと“つなぐ”ことが重要になります。

嬉野温泉駅付近（嬉野医療センター、嬉野高校前等）と嬉野地区中心部の間は現状でも 1 日あたり 50 往復以上（平日、令和 3 年 11 月時点）の路線バスが運行しているため、これらを有効に活用することで、利便性を確保していくことが考えられます。

- 現状では各交通事業者が独自にダイヤを編成しているため運行間隔にばらつきがあり、近接した時刻に複数のバスが運行する時間帯や、逆に運行間隔が空く時間帯が見られる嬉野温泉駅～嬉野地区中心部の運行ダイヤについて、運行間隔を平準化することで利便性向上を図ります。
- これにより、現状の運行便数を維持したまま、6 時台～21 時台で 20 分に 1 便程度の運行頻度が確保できる見込みです。

関連する国庫補助系統 地域間幹線系統：[路線バス嬉野線（JR 九州バス）] [路線バス嬉野線（祐徳バス）]
[路線バス吉田線] [路線バス佐世保線]

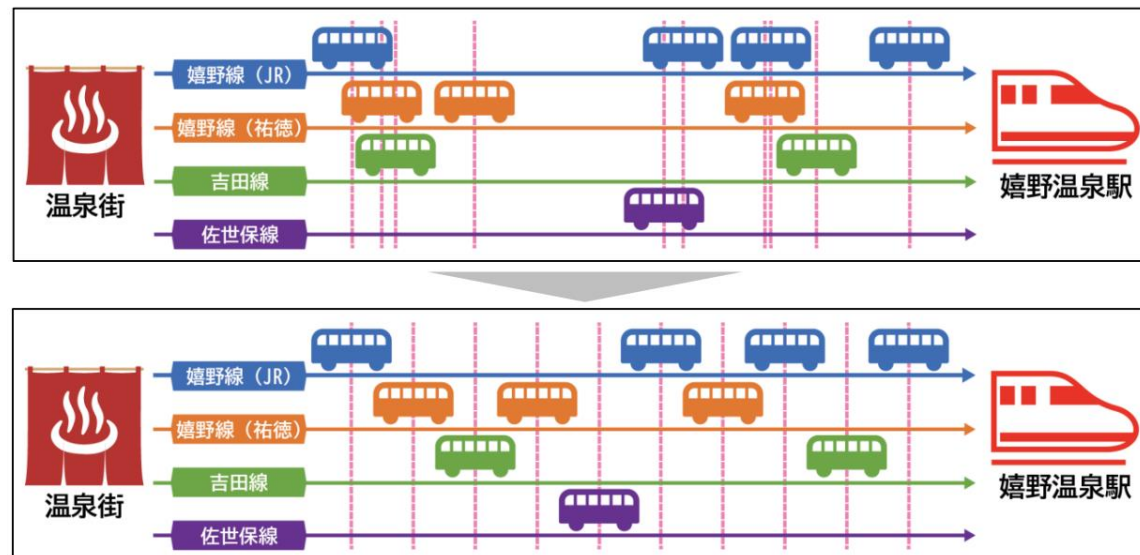


図 81 嬉野温泉駅～嬉野地区中心部を運行する路線バスの利便性確保（イメージ）

施策⑦：嬉野温泉駅～嬉野地区中心部を運行する路線バスの利便性確保

● 施策の背景・必要性

西九州新幹線の嬉野温泉駅から嬉野地区中心部（嬉野温泉バスセンター）の間には約 1.9km の距離があり、新幹線開業の効果をしっかりと受け止めるためには嬉野市の大きな観光資源の一つである嬉野地区中心部の温泉街と嬉野温泉駅とをしっかりと“つなぐ”ことが重要になります。

嬉野温泉駅付近（嬉野医療センター、嬉野高校前等）と嬉野地区中心部の間は現状でも 1 日あたり 50 往復以上（平日、令和 3 年 11 月時点）の路線バスが運行しているため、これらを有効に活用することで、利便性を確保していくことが考えられます。

- 現状では各交通事業者が独自にダイヤを編成しているため運行間隔にばらつきがあり、近接した時刻に複数のバスが運行する時間帯や、逆に運行間隔が空く時間帯が見られる嬉野温泉駅～嬉野地区中心部の運行ダイヤについて、運行間隔を平準化することで利便性向上を図ります。
- これにより、現状の運行便数を維持したまま、6 時台～21 時台で 20 分に 1 便程度の運行頻度が確保できる見込みです。
- また、佐世保線においては沿線自治体と連携し、地域公共交通利便増進事業による路線再編の実施により、嬉野・波佐見の観光連携促進や嬉野温泉駅・嬉野医療センターへのアクセス向上を図ります。

関連する国庫補助系統 地域間幹線系統：[路線バス嬉野線（JR 九州バス）] [路線バス嬉野線（祐徳バス）]
[路線バス吉田線] [路線バス佐世保線]

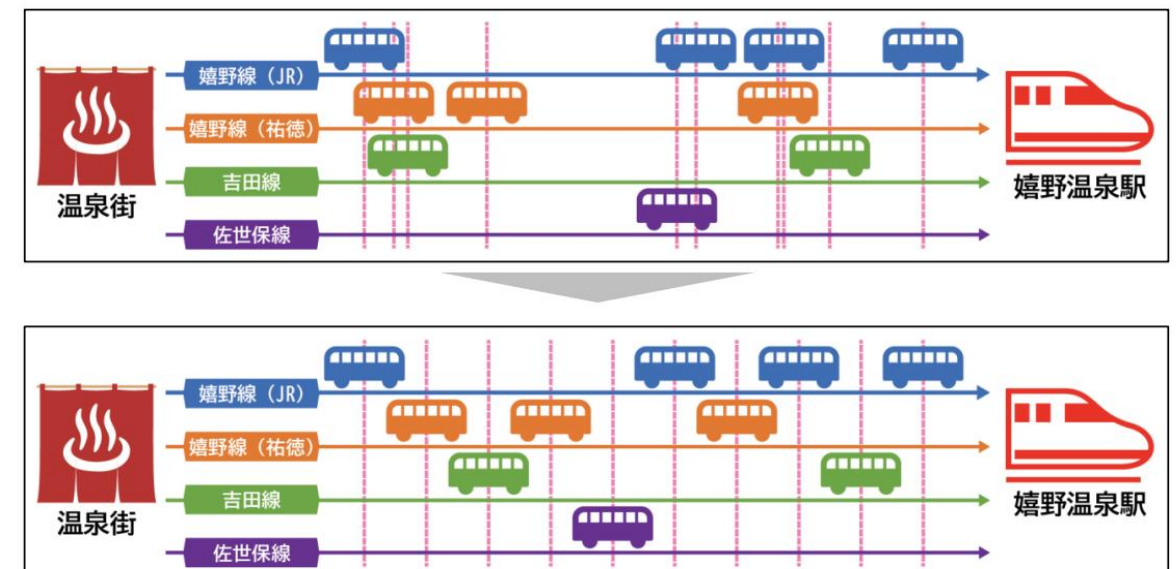


図 81 嬉野温泉駅～嬉野地区中心部を運行する路線バスの利便性確保（イメージ）

11. 計画の推進・進捗管理

(1) 資金の確保に関する事項

計画の推進に向けては、下記のような国の補助制度などを活用するとともに、交通事業者等の関係機関や県・関係市町とも連携・協力しながら、嬉野市および嬉野市地域公共交通活性化協議会が必要な資金を確保します。

①地域間幹線系統

以下に示す 6 系統については、嬉野市と周辺市町を結ぶ路線であり、市民の日常生活はもとより、高校生の通学、さらには、西九州新幹線の開業にともなう広域周遊観光の促進などを考える上でも重要度の高い路線となっています。

このため、「地域間幹線系統」として位置づけ、引き続き国の補助制度（地域公共交通確保維持事業/地域間幹線系統確保維持費国庫補助金）を活用するとともに、沿線市町と連携して必要な財政負担を行うことで維持します。

表 29 地域間幹線系統 一覧

系統	起点	経由地	終点	運行事業者
嬉野線(嬉野-武雄)	嬉野温泉	武雄温泉南口	新武雄病院	JR九州バス
嬉野線	祐徳神社前	嬉野市役所・医療センター	湯の田	祐徳自動車
祐徳線	祐徳神社前	嬉野市役所	武雄駅前	祐徳自動車
吉田線	中川	吉田	湯の田	祐徳自動車
佐世保線	嬉野バスセンター	矢峰	柚木	西肥自動車

②地域内フィーダー系統

以下の路線については主として嬉野市内の移動を担うものですが、既存路線については利用の低迷が顕著となっている路線もあることから、本計画に基づいて運行形態やサービス水準の見直しなどを行うこととしています。

また、西九州新幹線の開業などを見据えて新たな移動サービスの導入を推進していくこととしており、これらも含めて「地域内フィーダー系統」として位置づけ、国の補助制度（地域公共交通確保維持事業/地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助）の活用も視野に移動サービスの確保・維持・改善を図ります。

11. 計画の推進・進捗管理

(1) 資金の確保に関する事項

計画の推進に向けては、下記のような国の補助制度などを活用するとともに、交通事業者等の関係機関や県・関係市町とも連携・協力しながら、嬉野市および嬉野市地域公共交通活性化協議会が必要な資金を確保します。

①地域間幹線系統

以下に示す 6 系統については、嬉野市と周辺市町を結ぶ路線であり、市民の日常生活はもとより、高校生の通学、さらには、西九州新幹線の開業にともなう広域周遊観光の促進などを考える上でも重要度の高い路線となっています。

このため、「地域間幹線系統」として位置づけ、引き続き国の補助制度（地域公共交通確保維持事業/地域間幹線系統確保維持費国庫補助金）を活用するとともに、沿線市町と連携して必要な財政負担を行うことで維持します。

表 29 地域間幹線系統 一覧

系統	起点	経由地	終点	運行事業者
嬉野線(嬉野-武雄)	嬉野温泉BC	武雄温泉南口	新武雄病院	JR九州バス
嬉野線	祐徳神社前	嬉野市役所・医療センター	湯の田	祐徳自動車
祐徳線	祐徳神社前	嬉野市役所・医療センター	武雄駅前	祐徳自動車
吉田線	中川	吉田	湯の田	祐徳自動車
佐世保・嬉野線	嬉野医療センター	嬉野温泉BC	やきもの公園前	西肥自動車

②地域内フィーダー系統

以下の路線については主として嬉野市内の移動を担うものですが、既存路線については利用の低迷が顕著となっている路線もあることから、本計画に基づいて運行形態やサービス水準の見直しなどを行うこととしています。

また、西九州新幹線の開業などを見据えて新たな移動サービスの導入を推進していくこととしており、これらも含めて「地域内フィーダー系統」として位置づけ、国の補助制度（地域公共交通確保維持事業/地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助）の活用も視野に移動サービスの確保・維持・改善を図ります。

(2) 地域公共交通特定事業に関する事項

「(仮称) 嬉野市地域公共交通利便増進計画」を策定する場合、以下に示す施策を地域公共交通特定事業（地域公共交通利便増進実施事業）として実施することが想定されます。

表 31 地域公共交通特定事業（地域公共交通利便増進事業）としての実施が想定される施策

対象施策	施策の概要	施策の区分※						
		イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト
①乗合タクシー春日線と福祉バス（ヨッシー号）の統合	・乗合タクシー春日線の路線バス吉田線との重複区間の廃止による路線バスへの需要集約 ・吉田地区内で重複する福祉バスとのサービスの統合、福祉バスの有償化の検討	●		●				
②路線バス三間坂線の分割/嬉野線への需要集約	・路線バス三間坂線の路線バス嬉野線（JR九州バス）との重複区間の廃止による需要集約	●						
③路線バス牛の岳線および下吉田線の運行形態の見直し	・路線バス牛の岳線・下吉田線の「デマンド型乗合タクシー（路線不定期）」への運行形態の見直し	●						
④-1 乗合タクシー上久間線の運行形態の見直し	・乗合タクシー上久間線の「デマンド型乗合タクシー（区域運行）」への運行形態の見直し	●						
④-2 乗合タクシー大野原線の運行形態の見直し	・乗合タクシー大野原線の「デマンド型乗合タクシー（路線不定期）」への運行形態の見直し	●						
⑤路線バス嬉野線の一部区間廃止にともなう新たな移動サービスの導入	・路線バス嬉野線の廃止区間への「デマンド型乗合タクシー（路線不定期）」の導入	●						
⑥高速バスからの二次交通の確保	・高速バスのバス停と嬉野地区中心部を結ぶ「デマンド型乗合タクシー（区域運行）」の新規導入	●						
⑦嬉野温泉駅～嬉野地区中心部を運行する路線バスの利便性確保	・嬉野温泉駅～嬉野地区中心部を運行する路線バスの運行間隔の平準化					●		
⑧新たな移動サービスの提供	・嬉野地区中心部の「居住誘導区域」の範囲を基本とした新たな移動サービスの提供	●						
⑨均一運賃区間の設定	・新たな移動サービスを提供する嬉野地区中心部を対象とした均一運賃区間の設定				●			
⑩-1 交通拠点の整備（嬉野地区）	・嬉野地区における交通結節点（乗り継ぎポイント）となる交通拠点の整備							●
⑩-2 交通拠点の整備（塩田地区）	・塩田地区における交通結節点（乗り継ぎポイント）となる交通拠点の整備							●
⑪乗り継ぎ環境の整備	・路線バス三間坂線と路線バス嬉野線（JR九州バス）の乗り継ぎポイントとなるバス停、乗合タクシー春日線等と路線バス吉田線の乗り継ぎポイントとなるバス停における乗り継ぎ環境の整備と円滑な乗り継ぎのための運行計画の改善							●
⑭観光周遊促進策の展開	・観光施設等との連携などによる周遊型企画乗車券の開発						●	
⑰情報提供・利用促進策等の展開	・スマートフォンアプリなどを活用したリアルタイムの運行情報の提供 ・乗り継ぎポイントにおける案内・情報提供の充実							●

※施策の区分

- イ：特定旅客運送事業に係る路線等の編成の変更
 ロ：他の種類への旅客運送事業への転換又は自家用有償旅客運送から旅客運送事業への転換
 ハ：自家用有償旅客運送の導入又は路線若しくは区域の変更
 ニ：運賃又は料金の設定
 ホ：運行回数又は運行時刻の設定
 ヘ：共通乗車船券の発行
 ト：イ～ヘに掲げる事業と併せて行う事業（施行規則第9条の3に該当する事業）

(2) 地域公共交通特定事業に関する事項

「(仮称) 嬉野市地域公共交通利便増進計画」を策定する場合、以下に示す施策を地域公共交通特定事業（地域公共交通利便増進実施事業）として実施することが想定されます。

表 31 地域公共交通特定事業（地域公共交通利便増進事業）としての実施が想定される施策

対象施策	施策の概要	施策の区分※						
		イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト
①乗合タクシー春日線と福祉バス（ヨッシー号）の統合	・乗合タクシー春日線の路線バス吉田線との重複区間の廃止による路線バスへの需要集約 ・吉田地区内で重複する福祉バスとのサービスの統合、福祉バスの有償化の検討	●		●				
②路線バス三間坂線の分割/嬉野線への需要集約	・路線バス三間坂線の路線バス嬉野線（JR九州バス）との重複区間の廃止による需要集約	●						
③路線バス牛の岳線および下吉田線の運行形態の見直し	・路線バス牛の岳線 下吉田線の「デマンド型乗合タクシー（路線不定期）」への運行形態の見直し	●						
④-1 乗合タクシー上久間線の運行形態の見直し	・乗合タクシー上久間線の「デマンド型乗合タクシー（区域運行）」への運行形態の見直し	●						
④-2 乗合タクシー大野原線の運行形態の見直し	・乗合タクシー大野原線の「デマンド型乗合タクシー（路線不定期）」への運行形態の見直し	●						
⑤路線バス嬉野線の一部区間廃止にともなう新たな移動サービスの導入	・路線バス嬉野線の廃止区間への「デマンド型乗合タクシー（路線不定期）」の導入	●						
⑥高速バスからの二次交通の確保	・高速バスのバス停と嬉野地区中心部を結ぶ「デマンド型乗合タクシー（区域運行）」の新規導入	●						
⑦嬉野温泉駅～嬉野地区中心部を運行する路線バスの利便性確保	・嬉野温泉駅～嬉野地区中心部を運行する路線バスの運行間隔の平準化 ・佐世保嬉野線は地域公共交通利便増進事業による路線再編を実施し、嬉野・波佐見の観光連携促進や嬉野温泉駅・嬉野医療センターへのアクセスを向上	●				●		
⑧新たな移動サービスの提供	・嬉野地区中心部の「居住誘導区域」の範囲を基本とした新たな移動サービスの提供	●						
⑨均一運賃区間の設定	・新たな移動サービスを提供する嬉野地区中心部を対象とした均一運賃区間の設定				●			
⑩-1 交通拠点の整備（嬉野地区）	・嬉野地区における交通結節点（乗り継ぎポイント）となる交通拠点の整備							●
⑩-2 交通拠点の整備（塩田地区）	・塩田地区における交通結節点（乗り継ぎポイント）となる交通拠点の整備							●
⑪乗り継ぎ環境の整備	・路線バス三間坂線と路線バス嬉野線（JR九州バス）の乗り継ぎポイントとなるバス停、乗合タクシー春日線等と路線バス吉田線の乗り継ぎポイントとなるバス停における乗り継ぎ環境の整備と円滑な乗り継ぎのための運行計画の改善							●
⑭観光周遊促進策の展開	・観光施設等との連携などによる周遊型企画乗車券の開発						●	
⑰情報提供・利用促進策等の展開	・スマートフォンアプリなどを活用したリアルタイムの運行情報の提供 ・乗り継ぎポイントにおける案内・情報提供の充実							●

※施策の区分

- イ：特定旅客運送事業に係る路線等の編成の変更
 ロ：他の種類への旅客運送事業への転換又は自家用有償旅客運送から旅客運送事業への転換
 ハ：自家用有償旅客運送の導入又は路線若しくは区域の変更
 ニ：運賃又は料金の設定
 ホ：運行回数又は運行時刻の設定
 ヘ：共通乗車船券の発行
 ト：イ～ヘに掲げる事業と併せて行う事業（施行規則第9条の3に該当する事業）